

平成十六年十二月七日受領
答弁第五七号

内閣衆質一六一第五七号

平成十六年十二月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員山内おさむ君提出国営中海土地改良事業の計画変更に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山内おさむ君提出国営中海土地改良事業の計画変更に関する質問に対する答弁書

一について

国営中海土地改良事業については、本庄工区の干陸並びに宍道湖及び中海の淡水化を中止することとされたところであり、これを受けて、現在、既に造成されている掛屋、安来、弓浜及び彦名の干拓四工区の農業用水の確保や中浦水門等の施設の処分を行うことを目的に、土地改良事業計画の変更等の手続を行っているものである。

また、森山堤及び大海崎堤については、既に道路として利用されており相当程度の交通量がある現状にかんがみ、今後とも道路としての利用が確保されることが適当であると考えている。

二について

平成九年に農林水産省中国四国農政局（以下「中国四国農政局」という。）が設置した本庄工区水産調査専門委員会においては、本庄工区の漁場環境の変化予測における予測ケースの参考として、森山堤及び大海崎堤の開削、中浦水門の操作並びに浅場造成を行う場合が検討されているが、この予測ケースは同水門の操作を前提としており、同水門の維持管理に要する費用を考慮すれば、現実的ではないと考えている。

三について

中浦水門の維持管理に要する費用を考慮すれば、同水門の利用を前提としたシミュレーションは現実的なものではないと考えている。また、中浦水道を浅くすることについては、船舶の航行の支障、災害の危険の増大等の問題があると考えている。

四について

弓浜工区及び彦名工区の造成のためのしゅんせつは、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九十条の規定に基づく協議を行った上で、適正に実施したものである。また、中浦水門においては、当該しゅんせつが行われた昭和四十三年以前にも貧酸素水塊の発生が見られること、島根県内水面水産試験場において中海における貧酸素水塊の根本的な原因は富栄養化による底質の悪化であるとの見解が示されていること等を踏まえると、しゅんせつくぼ地を埋め戻すことにより貧酸素水塊が解消されるとは考えていない。

五について

農林水産省としては、漁業者等の具体的な要望を反映した鳥取県及び島根県の要請を踏まえ、宍道湖及

び中海における漁業の振興に努めてまいりたい。

六及び七について

中海に関する協議会は、中国四国農政局、国土交通省中国地方整備局、鳥取県及び島根県の各行政機関が中海に関する諸問題について調整を行うために設置されたものであり、これに漁業者、地域住民、研究者等行政機関以外の者を参加させることは考えていないが、当該各行政機関においては、地域の漁業者等の意見を聴きつつ、これらの意見を踏まえて同協議会において調整を行っていくこととしている。